社会福祉法人しらゆり福祉会　役員等報酬規程

(目的)

第１条　この規程は、社会福祉法人しらゆり福祉会の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第３条　理事長及び理事が、理事会に出席した時は、別表１により報酬及び実費弁償費を支

払う。

２　評議員が、評議員会に出席した時は、別表１により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第４条　理事長が法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払う。

２　理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払う。

３　評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第５条　監事が、理事会及び評議員会に出席した時は、別表１により報酬及び実費弁償費を支払う。

２　監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第６条　苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事した時は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第７条　役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支給する。

２　旅費等は、出張終了後支払うことが原則なるも、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(重複支給の禁止)

第８条　役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第４条の規定により業務運営に従事した時は、理事会及び評議員会に係る別表１に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

２　法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(改正)

第９条　本規定の改正は、理事会の決議を経なければならない。

附則

　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

但し、別表１、２について、業務が半日で終了の場合の報酬は上記日額の１／２とする。